## 主 文 本件抗告を棄却する。 理 中

本件抗告理由の要旨は、末尾添付の即時抗告申立書記載のとおりである。

第一、 抗告申立人A(以下申立人と称する)に対する出入国管理令違反被告事件の記録を精査すれば、次の事実が認められる。

(一) 申立人は昭和三三年六月五日頃韓国船B号に船員として乗船し同国C港を出港して同月七日頃対馬D港に入港したが、所持していた船員手帳に嫌疑をかけられ翌八日厳原海上保安部の取調を受くるに至つたのである。

(二) かくて、申立人は同月一〇日海上保安官の取調に対して、自己の本籍は慶尚南陝陳川郡a・bc、住居は慶尚南道浦項市deノf、氏名はE、生年月日擅紀四二五五年一〇月二六日生と詐称した上、これより先昭和三一年五月二日頃 C港より同国貿易船F号の船員として対馬 G港に入港し、また同年一〇月二 頃右 C港より韓国貿易船 H 号の船員として右 G港に入港したが、二回とも本籍では居が韓国馬山市g、氏名がA、生年月日が擅紀四二五五年六月一日生となつに名他人名義の船員手帳に自己の写真を貼りつけて偽造し、これを所持して不法り日本に入国した旨の虚偽の自白をしたので、即日右二回の不法入国被疑事実につき知識においても従来通りの虚偽の自らをしたため同日前示被疑事実につき知習されるに至つたものである。

(四) しかして、申立人は同裁判所の同年七月二五日の第一回公判期日より同年一〇月二八日の第六回公判期日に至るまで、前掲公訴事実に対し終始正規の手続により自己に下附されたA名義の船員手帳により入国したものであると主張しその間各種証拠調がなされた結果、同日同裁判所はEなる氏名はAを改名したものにして同一人でありA名義の船員手帳は申立人に正規に交付されたものであるから、前叙の二回のG港入港が不法入国であるという公訴事実は犯罪の証明がないとして無罪の判決を言渡したのである。

(五) 右判決に対しては検察官より控訴の申立てがあり福岡高等裁判所は事実 取調をした上、昭和三四年四月二七日申立人はEの氏名を詐称しているものではあ るが、Aなることに間違なく、従つて当時所持していたA名義の船員手帳は正規の ものであり、これを所持して入国した本件は罪とならないとして控訴を棄却する旨 の判決を言渡し、同判決の確定により申立人の無罪が確定したのである。

第二、 そこで、申立人が海上保安官、検察官及び裁判官の勾留前の取調に対し 虚偽の自白をなした上その後これをひるがえすに至つた経緯と原因を探究するに、 申立人に対する出入国管理令違反被告事件記録、就中厳原支部第五回公判調書、福 岡高等裁判所における第五回公判期日において取り調べられた申立人の検察官に対 する昭和三四年二月二三日附供述調書謄本によれば、次の事実が認められる。

(一) 申立人は本籍が韓国馬山市gh番地、住居が同市gi番地、氏名がA、生年月日が擅紀四二五九年一一月一一日生の者であるところ、昭和三三年六月初突然対馬に渡航する必要に迫られたが、従来持つていたAなる自己名義の船員手帳は失効して使用できなかつたのでJに船員手帳の不正入手方を依頼したところ、同人から申立人の写真を貼りつけた本籍慶尚南道陜川郡a・bc、住居慶尚南道浦項市はeノf、氏名E、生年月日擅紀四二五五年一〇月二六日となつている船員手帳を渡されたので、これを所持して貿易船B号に船員として乗船し同月七日対馬D港に入港したのである。

(二) ところが、申立人は翌八日厳原海上保安部保安官の取調を受くるにいたり昭和三一年五月二五日頃と同年一〇月二日頃の二回Aなる氏名を以てG港に入港していた事実が発覚するやその氏名の異ることの弁明に窮したため、旧い事件は軽視され刑責が軽減されるに反し、新しい事件は重大視され刑責が重いものと憶測した結果刑責の減軽をはかると同時に新しい昭和三三年六月七日の不法入国の事実を隠蔽してその罪責を免れようと企て、Eの氏名を詐称し、同人名義の船員手帳も自己に正規に下附されたものである旨虚偽の申立をなすと共に以前の二回に亘るG港入港は他人であるAの船員手帳を偽造しこれを所持して不法に入国したものであると虚偽の自白をなすに至つたのである。

と虚偽の自白をなすに至つたのである。 (三) ところが、申立人は予期に反し虚偽の自白に基く二年前の不法入国の被 疑事実につき勾留されたので、事の意外に驚いてその後、検察官の取調に対し自己 の本来の氏名はAであつて同名義の船員手帳も当時正規の手続により自己に下で れたものであるから、これを所持して過去二回 G港に入港したのは適式の入国であ ると真実を述べるに至つたが、同時に右偽造にかかる E名義の船員手帳による 三三年六月七日の不法入国の発覚を防止しようとして、Aなる氏名はその後正規の 三三年六月七日の不法入国の発覚を防止しようとして、Aなると虚偽の申立をな 三三年六月七日の不法入国の発覚を防止しまうとして、 手続により Eと改めたもので何れも自己の事実の氏名であると虚偽の申立をな 上、これが裏付のため厳原支部の公判において虚偽の戸籍抄本を提出し日頃と 副う証人を作為する等種々偽装工作を構えて、前掲昭和三一年五月二五日頃と 一〇月二日頃の二回に亘る入国の公訴事実につき無罪の判決を受けたのである。

第三、もともと、刑事補償請求権は憲法第四〇条により保障された権利であって、同法第一二条による制限を受ける外法律によつてもみだりにこれを剥奪し得ないものと解すべきものであることと、現行刑事補償法第三条に対応する従前の規定が広汎補償な除外例を設けていたのを憲法の右趣旨に則つて現行法の如く改正した経緯に鑑みれば、刑事補償法第三条の補償をしない場合の規定を極めて厳格且つ制限的に解すべきものなることは疑をいれないところであるから、同条一号所定の捜査又は審判を誤らせる目的。とは単なる認識を以て足りないことは勿論であり、また任意に虚偽の自白を繰り返した一事を以て、かかる目的に出たものと推断するとの許されないことも当然にして、該目的は証拠上明確に認められる場合でなけばならぬものと解すべきである。

○ (要旨)ところが申立人は上記のごとく旧い不法入国は刑責が軽減せられるのに反し新しい不法入国はそれが重いも〈/要旨〉のと憶測して、自己の刑責を軽減し且つ新しい昭和三三年六月七日にかかる不法入国の罪責を免れようと企て、上記旧い二年前の適法入国を不法入国である旨虚偽の自白をしたものであるから、かくの如きはまさしく捜査又は審判を誤らせる目的で虚偽の自白をした場合に該当するものといわなければならない。

しかも、右虚偽の自白が申立人に対する本件逮捕勾留の原因となつていることは、該自白の不法入国を被疑事実として逮捕勾留されていることに徴し極めて明らかである。

第四、 尤も、前示記録によれば、申立人は虚偽の自白をした一〇日後には既に検察官の取調に対しこれをひるがえしてAなる本来の氏名を正規Aの明明の発覚を防止しようとしてAなる本来の氏名を正規Aのの氏名を正規Aのの氏名を正規Aのの氏名を正規Aのの氏名を正はなるのよると虚偽の申立をしたためり、これが相違の理由についての解及び生年月日と日のそれとがすべて異つており、これが相違の理由についての関係上改れの弁明も必然的に暖味を極めていたためと更に他の証拠との関係上改れのの弁を是認するに由ない状況にあつたため、これと一連の関係においるの内のの対象に直に下附されたという真実の主張の自由の心に関係の自由のが表別のの表別を発したことが認められる。されんとしてよりの虚偽の自由の対象にでは、ものにしたな不法入国のようにしてが表別のであるにして、ものにしたことが認められる。されんとして、申立人自ら対象にできば、中立人自ら対象にできば、中立人自ら対象にできば、中立人自ら対象にできない。

第五、かようなわけで、申立人は捜査を誤らせる目的で虚偽の自白をなし因つて逮捕勾留されて起訴されたものであるのみならず、自己の新たな不法入国の罪責を免れようとして右虚偽の自白の早期撤回と一連の関係において換言すれば畢竟虚偽の自白との関連において更に虚構の事実を縷々申し立て、因つて以て捜査及び審判を困難と遅延に陥れた上勾留日数の伸長を招来したものであるから、かくの如き

場合において刑事補償の全額を拒否することは拘禁日数一四一日を考慮にいれても、なお相当にして刑事補償法の精神に背反するものということはできない。 従つて、申立人に対しては刑事補償法第三条第一号前段第一六条により刑事補償 の全部をしないのが相当であり、これと同趣旨の原決定は正当にして本件抗告は理 由がないから、刑事訴訟法第四二六条第一項に則りこれを棄却すべきものとする。 (裁判長裁判官 藤井亮 裁判官 中村荘十郎 裁判官 横地正義)